

平成31年度館山市特定保健指導業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、平成20年4月から各医療保険者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防を目的とした特定健康診査とその結果に基づく特定保健指導が義務付けられた。

館山市は、生活習慣改善のための行動変容の支援として、効果的・効率的に特定保健指導を実施できる高い専門性を有する事業者を公募し、企画提案（プロポーザル）方式により委託事業者を選定する。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 平成31年度館山市特定保健指導業務委託
- (2) 業務内容 「平成31年度館山市特定保健指導業務委託仕様書」のとおり
- (3) 提案上限額 2,834,578円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3. 委託事業規模（見込み）

平成31年度

特定健康診査受診者見込数	4,000人
特定保健指導対象者見込数	500人
動機付け支援実施見込数	120人
積極的支援実施見込数	50人

4. 参加資格

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4により、事業者に参加資格があるか審査する。

プロポーザル参加資格は、公示日現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 次の要件を満たす者であること。

①平成30年度館山市入札参加適格者名簿に登録されている者

②①が未登録の場合は次に掲げる書類を提出し、館山市の確認を受け、認められた場合に参加できる。

- ・法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・個人の場合：身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ・印鑑証明書
- ・納税証明書（国税）

ア 法人の場合：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

イ 個人の場合：所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

- ・納税証明書（千葉県税）

千葉県内に事業所を有する場合：千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）

- ・市税完納証明
- ・財務諸表

- ③館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- ④館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。

イ 対象業務の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者。

ウ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。

エ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

(2) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号）第2 特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たすこと。

(3) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録し、特定健診・保健指導機関番号を取得していること。または、審査日までに取得が完了すること。

(4) 特定保健指導分野において実績、信用及び技術を備えた者であること。

(5) 「平成31年度館山市特定保健指導業務委託仕様書」の内容のとおり業務が遂行でき、館山市の提案上限額以下の金額で本業務を遂行できる者。

5. 委託事業者選定スケジュール

内 容	期 日
募集（申請受付）開始	平成31年1月15日（火）
質疑締切	平成31年1月30日（水） 午後5時必着
質疑回答期限	平成31年2月1日（金）
参加申請書類の提出期限	平成31年2月4日（月） 正午必着
参加資格審査結果の通知期限	平成31年2月6日（水）
企画提案書等の提出期限	平成31年2月8日（金） 午後5時必着
ヒアリング（プレゼンテーション）審査日	平成31年2月13日（水）
選定結果の通知期限	平成31年2月20日（水）

6. 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 平成31年1月15日(火)から平成31年2月4日(月)
正午まで
- (2) 配布方法 館山市役所ホームページ(<http://www.city.tateyama.chiba.jp/>)
からダウンロードすること。

7. 企画提案申請等

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申請すること。

- (1) 提出書類
- ① 企画提案申請書(別紙:様式1)
 - ② 会社概要(別紙:様式2)
※会社概要パンフレットを作成している場合は添付すること。
 - ③ 業務実施体制(別紙:様式3)
※本業務についての実施体制について明記すること。また
担当従業員の人数、職種、本事業に関する資格保有状況等
を記載すること。
 - ④ 業務実績(別紙:様式4)
※公共機関や企業等に対して、本業務と同内容の実績(現在、
実施中であるものを含む。)を記載すること。
 - ⑤ 企画提案書
 - ・企画提案書のサイズは、A4版(A3版による折込み可)とする。
 - ・企画提案書の様式は自由とするが、様式5企画提案書作成要領にある提案事項について記載すること
 - ・審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書については社名等を原本(1部)にのみ記載し、他の7部には社名等を記載しないこと。
 - ⑥ 見積書(任意様式)
 - ・ただし、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」(付属資料:標準的な見積様式の例)に準じた様式とする。
 - ・企画提案書とは別に提出する。
 - ⑦ その他、上記4.(1)②に掲げる書類
 - ・平成30年度館山市入札参加適格者名簿に未登録の場合のみ提出すること。
- (2) 提出期限 及び部数 ①、②、③、④、⑦については、2部提出
平成31年2月4日(月)正午

⑤、⑥については、参加者名入りの原本1部の他に、参加者名なしの副本を簡易製本して7部 合計8部提出
平成31年2月8日(金)午後5時

- (3) 提出場所 館山市役所健康福祉部健康課
〒294-0045
館山市北条740-1 館山市コミュニティセンター2F
問合せ先 館山市役所健康福祉部健康課
〒294-0045
館山市北条740-1 館山市コミュニティセンター2F
TEL 0470-23-3113 FAX 0470-22-6560
E-mail kenkouka@city.tateyama.chiba.jp
- (4) 提出方法 持参又は書留郵便等（提出期間内必着）
- (5) 参加資格審査結果の通知
参加資格確認後、平成31年2月6日（水）までにFAXにて通知する。

8. 欠格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該企画提案審査に対して2つ以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 事実と反する申請や提案などの不正行為があったとき。
- (5) その他、市が指示した事項に違反したとき。

9. 質疑応答及び説明会

(1) 質疑について

本企画提案の内容に関する質疑は、次のとおり書面の提出によってのみ受け付ける。

①提出方法 質疑書（別紙：様式6）に質疑事項を記入し、持参、郵送、ファックス又は電子メール添付により提出すること。（持参以外は要電話連絡）

②提出場所 館山市役所健康福祉部健康課
〒294-0045 館山市北条740-1
TEL 0470-23-3113 FAX 0470-22-6560
E-mail kenkouka@city.tateyama.chiba.jp

③回答方法 ファックス又は電子メール等により申請者全員に回答する。

(2) 説明会について

説明会は、開催しない。

10. ヒアリング審査

(1) 審査主体 館山市特定保健指導実施委託業者選定委員会

(2) 企画提案書の審査及び評価

企画提案書の内容を審査及び評価し、数者（数社）程度を参加要請者として選定する。なお、参加要請者の選定結果は、すべての申請書提出者に対し、文書により通知する。

(3) ヒアリング審査

上記(2)により選定された者に対しヒアリング審査会への参加を求め、上記7.(1)⑤の企画提案書についてプレゼンテーション(提案詳細説明・デモンストレーション及び質疑応答)を行なう。

- ① 開催日時 平成31年2月13日(水)(詳細は別途通知する。)
- ② 開催場所 本市の指定する場所(詳細は別途通知する。)
- ③ プレゼンテーション時間 説明30分以内、質疑応答10分程度とする。
- ④ 機材等の用意 スクリーン・プロジェクタ・ポインタは館山市で用意する。
(その他パソコン等必要な機材は、参加者で用意すること。)

(4) 最優秀提案者選定結果

企画提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を基に、本業務の内容に最も適すると認められる者(以下、「最優秀提案者」という。)を選定する。また、選定結果はすべてのヒアリング審査参加者に対し、文書により通知する。
なお、評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとする。

(5) 評価基準

1	会社概要 (5)	業務に取り組む組織・従事する指導員の職種・人数等について
2	業務実績 (5)	特定保健指導実績について
3	研修体制 (5)	指導者の専門研修や職場研修等について
4	利用勧奨 (5)	利用率向上の対策等について
5	保健指導 支援内容 及び専門性 (85)	① 参加募集案内について (5)
6		② 指導の目的(基本方針)・生活習慣改善等について (5)
7		③ 初回面接・継続的な支援の内容、方法等について (5)
8		④ 保健指導の効果が確認できる評価方法等について (5)
9		⑤ 動機付け支援及び積極的支援の終了者の増加させるための対策等について (10)
10		⑥ 事後アンケート調査による事業の評価について (5)
11		⑦ 平成29・30年度、他市等での実施結果について (5)
12		⑧ 若年層へのアプローチについて (5)
13		⑨ プログラムの魅力性について (5)
14		⑩ 初回欠席者や利用中断者についてのフォロー体制について (5)
15		⑪ プログラムの自己効力感を高める内容について (5)
16		⑫ プログラムの効果等について (5)
17		⑬ プログラムの内容等(食事・運動・生活習慣等)について (5)
18		⑭ 保健指導教材の魅力性について (5)
19		⑮ 初回支援・継続的な支援について (5)
20		⑯ 実施企画段階からの打合せ及び保健師等の研修実施等について (5)
21	電子媒体への対応 (5)	速やかに提出に応じられる体制について

22	個人情報保護 (10)	プライバシーポリシー・プライバシーマーク等について (5)
23		個人情報の管理・保管等について (5)
24	安全管理 (5)	事故が起きた時の対応方法や報告等について
25	相談・クレーム対応 (5)	担当窓口、相談・クレーム対応体制について
26	実施場所の確保 (5)	家庭訪問や受託者の施設等での対応について
27	その他 (5)	保健指導に対する思いについて
28	費用 (60)	適切な価格設定について
配点合計 200点 () 内は配点		

① 1人あたり200点満点とし、選定委員7人の採点の総合計により最優秀提案者を決定する。ただし、費用を除いた各項目の合計点数が588点（合計の6割）に満たない事業者は、失格とする。

② 評価基準は以下の通り

・費用以外の項目：絶対評価とし、採点基準は以下のとおり。

評価	乗数	5点満点	10点満点
特に優れている	×1.0	5点	10点
一部分が優れている	×0.8	4点	8点
平均的である	×0.6	3点	6点
一部分が劣っている	×0.4	2点	4点
著しく劣っている	×0	0点	0点

・費用：相対評価とし、採点基準は以下のとおり。

a. 最も提案金額の低い団体：60点

b. 他の団体：aの団体の提案額/当該団体の金額×60点

9. 契約

契約については、最優秀提案者と内容を協議し、後日締結する。

10. その他

- (1) 提出された企画提案書は返還しない。
- (2) 企画提案に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等については、特別な事情がない限り、再提出は認めない。
- (4) 提案書の著作権は企画提案書提出者に帰属する。ただし、市が企画提案の報告のために必要な場合は、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。